

平成28年度 事業計画書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

[基本方針]

定款に定められている当法人の事業目的を遂行するため、次の事業を実施する。

1. 総務部においては、試験検査事業部、食品新素材事業部との緊密な連携のもと、各事業の円滑な推進を図るとともに、内閣府、農林水産省、厚生労働省などからの情報を中心に、会員等にタイムリーな情報を発信・啓発する。
2. 試験検査事業部は、食品衛生登録検査機関として、一般流通菓子、食品等の衛生検査・試験、及び厚生労働大臣が指定する食品の命令検査等を行うことにより、流通菓子・食品等の安全性確保と消費者の信頼性向上に寄与する。
さらに、現在急速に進む少子・高齢化社会における、ヘルスクレームに対応する事業活動の一環として、関係団体と協力して、菓子類及び一般食品の栄養表示を中心とする品質表示や安全性確保のための自主的衛生検査を奨励するとともに、菓子類の安全性と品質指標であるSQマークの普及活動を積極的に行う。
3. 食品新素材事業部は、国民の健康志向型食生活に対応するため、逐次明らかにされる食品の機能を、各種の加工食品等に取り入れ、活用することを普及、啓発する目的で、技術、普及、編集の3部会を構成し、積極的な事業活動を行っている。その中軸になっているのが食品新素材研究会であり、全国的な規模で研究会活動を実施しているが、我が国食品新素材事業展開の中核となるべく、更なる組織強化を推進する。
4. その他の事業として、豆類加工研究会事業、一般財団法人東京菓子協会の事業活動のうちの協力要請事業、全国菓子工業組合連合会の実施事業である菓子類の安全性確保を前提とした「菓子製品高度化基準・HACCP 認定審査事業」等に協力、実施する。

[事業内容]

I. 総務部

当法人の庶務・会計事務を統括処理するほか、内閣府、農林水産省、厚生労働省などからの情報を中心とした広報活動を行うとともに、試験検査事業部、食品新素材事業部の円滑な事業遂行に努める。

II. 試験検査事業部

1. 菓子・食品新素材等の衛生検査事業

内閣府、厚生労働省、農林水産省指導のもと、業界団体の協力も得て菓子・食品新素材、及びその素材を主原料とする食品並びに関連資材の衛生検査事業を次の目標で実施する。

- 1) 理化学検査：栄養分析、品質規格、食品添加物、有害物質検査など、
20,000 件目標
- 2) 細菌学的検査：汚染指標菌、病原微生物検査など、
4,000 件目標

2. 食品衛生法登録検査機関事業

食品衛生法に基づく厚生労働大臣の命令検査や輸入サンプル品の事前検査等を実施し、輸入食品及び国内流通食品の安全性を確保する。

3. 菓子・食品新素材の衛生技術向上及び品質表示推進事業

菓子類及び食品新素材の衛生学的技術の向上は、極めて重要な課題である。また、流通菓子や飲食料品の表示内容等について、食品表示法に基づき、平成27年度より表示の一元化が施行された。引き続き、これに伴い適切な対応をしていく。

さらに、当法人の自主マークとして制定している菓子及び食品事業者と消費者を信頼の絆で結ぶ安心の指標「SQマーク」の普及を強力的に推進する。

4. 一般受託試験研究事業

- 1) 会員並びに関連業界から、新製原材料の加工適性試験や実用化試作試験を受託実施するとともに、成果の普及活動に協力する。
- 2) 関連業界団体からの研究助成事業に積極的に応募し、新規研究事業に参画するとともに、その成果の普及に努める。

Ⅲ. 食品新素材事業部

3部会の充実を図り、幹事会を中心に、健全な部会活動を展開する。

1. 幹事会

食品新素材の適正な普及と関係業界の健全な発展を図るため、各部会との密接な連携のもとに、国内及び国際情勢に適応した部会活動の円滑な推進を図る。

- 1) 昭和59年度より作成した76素材に及ぶ「食品新素材利用技術シリーズ」を整理刷新して、新しく「機能性食品素材有効利用技術シリーズ」として刊行、普及する事業を、平成25年度から開始し、平成27年度当初にオリゴ糖類2分冊を刊行した。その他の編集については、現在検討中である。
- 2) 食品新素材の現状を集積した幹事会編集になる「良くわかる食品新素材」(686ページ、食品化学新聞社2010.5.10発行)についても更なる普及を図る。
- 3) 食品新素材の新知見を収載した「日本食品新素材研究会誌」は、最近における食品新素材のヒト介入試験報文投稿の状況から、本年度も休刊とする。
- 4) 総務部及び試験検査事業部と共に、試験検査業務拡幅の広報活動を積極的に行い、また法人季刊誌「お菓子フォーラム」の編集発行に積極的に協力し、法人事業の拡大を強力に推進する。

2. 技術部会

所属会員が持つ食品新素材の適正な普及啓発活動を展開するため、時流に適した基調講演を軸に、素材紹介を含めた「食品新素材研究会」を、農林水産省、地方農政局、関係諸団体の協賛・後援を得て開催し、会員相互、関連業界、関係者等との情報交換、研鑽を図る。

3. 普及部会

全事業の普及を、食品新素材の具体的普及を中心に、次の機会を捉えて実施する。

- 1) 例年5月開催の「ifia JAPAN」の協賛と展示
- 2) // 10月開催の「食品開発展」 //
- 3) 農林水産省「消費者の部屋」における展示普及会
- 4) 「食品新素材研究会」会場における展示、素材紹介ポスター等
- 5) 食品新素材有効利用技術シリーズ等、当センター発行出版物及び当センター関係者編著出版物の展示頒布等による普及活動を推進する。

4. 編集部会

- 1) 「機能性食品素材有効利用技術シリーズ」発行の検討
- 2) 必要に応じ食品新素材関係資料の作成、普及。

IV. 関係友好団体等からの協力事業の受託実施

1. 豆類加工研究会事業の受託実施

製餡業界の技術向上と豆類産業の振興発展を目的とする豆類加工研究会の事業に協力して、年2回の研究会を主催する。

2. 一般財団法人 東京菓子協会事業への協力実施

一般財団法人東京菓子協会が行う事業活動のうち、当法人が協力実施できる事業については、同協会の円滑な業務推進に協力する。

3. 東京菓子会館入館団体事業への協力実施

東京菓子会館入館団体のうち、菓子業界関係団体が行う事業活動の中で、当法人が実施可能な事業については、当該事業の円滑な推進に協力する。

4. 全国菓子工業組合連合会事業への協力実施

全国菓子工業組合連合会の事業として行われている、菓子類の安全性確保のための「製菓工場の高度化基準認定事業」とその関連事業等に積極的に協力・実施し、同事業等の円滑な推進を図る。

5. その他団体からの協力事業の実施

全日本菓子協会、食品産業センター等友好団体の事業について協力要請があった場合には、そのつどの的確な判断のもと、可能な限り協力実施し、事業の円滑な推進に資する。

V. 普及指導事業

1. 食品衛生法、JAS法等に基づく表示等、菓子業界関係法規に関連する事項、及び新しい情報・技術についての相談・指導、試験研究成果等の紹介、発表等
2. 菓子・食品新素材及び関連食品に関する各種情報提供を目的とした季刊誌「お菓子フォーラム」の発行や研究会を実施する。
3. 衛生知識、衛生検査、製菓技術、製菓原材料、食品新素材等に関する情報等の出向研修・指導事業

VI. 試験研究検査機能及び組織体制の強化

1. 試験検査技術向上のため、検査員は内部研修・外部研修に参加し、試験検査技術の向上を図ると共に、外部検査機関との情報交換を密にして、試験研究検査機能の強化を図る。